

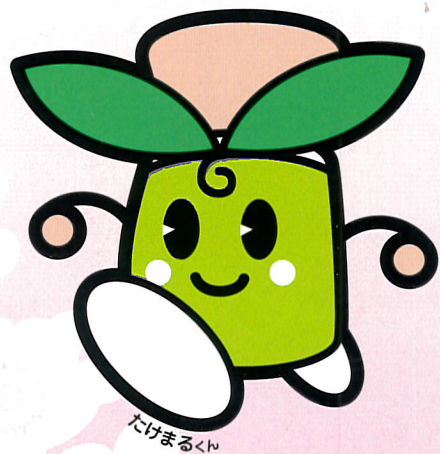
ひとりで悩まないで

犯罪被害に遭われた方、そのご家族ご遺族の方が直面する様々な問題について相談できる窓口を設置しています。まずは、生駒市役所人権施策課まで、ご相談ください。

〒630-0288 生駒市東新町8番38号

☎0743-74-1111

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
8:30～17:15



犯罪被害者等のための 主な相談窓口

警察関係

- 生駒警察署
☎ 0743-74-0110
- 総合相談「ナボくん相談」コーナー
プッシュ回線から #9110
ダイヤル回線から 0742-23-1108
FAXでの相談 0742-24-0874
- 性犯罪被害相談110番
プッシュ回線から #8103
ダイヤル回線から 0742-24-4110

法律関係

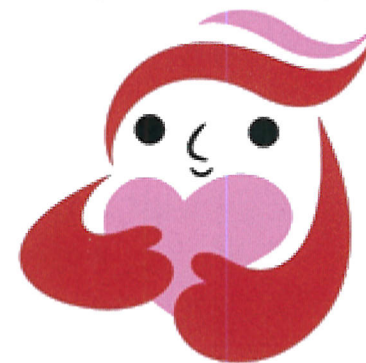
- 奈良弁護士会
☎ 0742-22-2035
月～金(祝日・年末年始を除く) 9:30～17:00
- 法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル
☎ 0570-079714
月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～21:00
土曜日 …………… 9:00～17:00
- 法テラス奈良
☎ 050-3383-5450
月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00

犯罪被害者等早期援助団体

- 公益社団法人なら犯罪被害者支援センター
☎ 0742-24-0783
月～金(祝日・年末年始を除く) 10:00～16:00
- 全国共通ナビダイヤル
☎ 0570-783-554
7:30～22:00(年末年始を除く)

生駒市 犯罪被害者等支援条例

が2019年4月1日から
施行されました。



犯罪被害者等支援シンボルマーク
ギョウとちゃん

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちは、私たちみんなの願いです。

しかし、誰もが、ある日突然犯罪の被害に巻き込まれる可能性があります。

生駒市では、犯罪被害者やそのご家族の被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者を支える地域社会の形成を図り、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すために、この条例を制定しました。

犯罪被害に遭われた方々は、犯罪そのものから受けた生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、精神的ショックによる心身の不調や様々な経済的負担、周囲の無理解による配慮のない言動に傷つき、苦しめられています。

被害に遭われた方々が1日も早く平穏な日常生活を取り戻すことができるためには、その方々の立場に立った適切できめ細やかな支援が提供されることが重要です。

そのためには、市民のみなさんにも犯罪被害者等の置かれている状況について理解を深めていただき、市や関係機関が実施する支援施策にご協力いただきますようお願いいたします。

